

# 国民年金からのお知らせ

こんなときは届け出が必要ですよ

就職や退職、結婚などによって加入者の種類が変わることがあります。届け出をしなかったために将来年金が受けられなくなる場合がありますので、次の届け出は忘れずに行いましょう。

■20歳になったとき  
すでに厚生年金（共済組合）に加入している方を除き20歳になつたら国民年金に加入することとなりますので手続きが必要ですよ。なお、学生納付特例（※）を希望される方は同時に申請をしてください。

※学生特例納付とは  
学生本人の前年の所得が一定額以下の方は、申請して承認されると、その年度の

保険料の納付が猶予される制度（一部対象とならない学校があります。）

■会社へ就職したとき  
厚生年金（共済組合）に加入する手続きは、勤務先の事業所を通じて行います。被扶養配偶者がいる場合も勤務先の事業所を通じて国民年金第3号被保険者への手続きが必要です。

■会社を退職したとき  
厚生年金（共済組合）に加入していた人が60歳前に退職したときは、役場で国民年金第1号被保険者への手続きが必要ですよ。扶養する配偶者（第3号被保険者）がいる場合は、併せて配偶者の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きが必要ですよ。

※この場合、社会保険等（健康保険）を任意加入する場合を除き、国民健康保険の加入手続きも必要になります。事業所が交付する社会保険等離脱証明書と印鑑を持参のうえ年金手続きと併せて行ってください。詳細は健康福祉課国保医療係（追分庁舎 ☎ 4556）・住民総合相談室（早来

庁舎 ☎ 2735）にお問い合わせください。

■結婚などで厚生年金（共済組合）に加入している夫（妻）の扶養になったとき  
配偶者の勤務先の事業所を通じて、国民年金第3号被保険者への手続きをしてください。

■被扶養配偶者でなくなったとき  
本人の収入が増えて扶養から外れたり、配偶者が退職したときは、役場で国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをしてください。

■厚生年金（共済組合）に加入している方が65歳（年金受給者）になったとき  
60歳未満の被扶養配偶者は、役場で第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをしてください。

## 加入者の種類

20歳になると、日本国内に住所のある人すべてが国民年金に加入しなければなりません。

加入者は、保険料の納付方

法や給付方法が異なっているため次の3種類に分類されます。

- 第1号被保険者  
自営業者、農林漁業者、無職、自由業者などの人とその配偶者、学生
- 第2号被保険者  
厚生年金保険加入者、共済組合員、船員
- 第3号被保険者  
会社員などの第2号被保険者（厚生年金・共済組合の被保険者）に扶養されている配偶者

このほかにも各種届出（被保険者の資格に関する届出・保険料に関する届出・給付に関する届出）が必要な場合があります。各種届出の詳細については左記へお問い合わせください。

届出・問合せ 住民生活課 戸籍住民係 ☎ 2940  
住民総合相談室（追分庁舎） ☎ 2411



## 日本年金機構

1月1日からスタート  
国民の皆様の信頼に応え一層のサービス向上の実現を目指して、社会保険庁は組織・人員を一新し「日本年金機構」として生まれ変わります。

現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」へと名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。なお、日本年金機構の設立に伴い、皆様方に何らかの手続きをさせていただくことは一切ありませんので、ご安心ください。

